（調達物品等要求事項）

第三十七条　廃棄物管理事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。

一　調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項

二　調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項

三　調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項

四　調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項

五　安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項

六　その他調達物品等に関し必要な事項

2　廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。

3　廃棄物管理事業者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。

（調達物品等の検証）

第三十八条　廃棄物管理事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。

2　廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。

（個別業務の管理）

第三十九条　廃棄物管理事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。

一　保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。

二　手順書が利用できる体制にあること。

三　当該個別業務に見合う設備を使用していること。

四　監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。

五　第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。

六　この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）

第四十条　廃棄物管理事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。

2　廃棄物管理事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。

3　廃棄物管理事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。

一　当該プロセスの照査及び承認のための判定基準

二　設備の承認及び職員の適格性の確認

三　方法及び手順

四　第七条に規定する記録に係る要求事項

五　再妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。）

（識別）

第四十一条　廃棄物管理事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び特定廃棄物管理施設を識別しなければならない。

（追跡可能性の確保）

第四十二条　廃棄物管理事業者は、追跡可能性（履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は特定廃棄物管理施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

（特定廃棄物管理施設の外部の者の物品）

第四十三条　廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。

（調達物品の保持）

第四十四条　廃棄物管理事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。

（監視測定のための設備の管理）

第四十五条　廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。

2　廃棄物管理事業者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。

3　廃棄物管理事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一　あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。

二　所要の調整又は再調整がなされていること。

三　校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

四　監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

五　取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

4　廃棄物管理事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。

5　廃棄物管理事業者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は特定廃棄物管理施設について、適切な措置を講じなければならない。

6　廃棄物管理事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

7　廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。

第六章　監視測定、分析及び改善

（監視測定、分析及び改善）

第四十六条　廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。

一　個別業務等要求事項への適合性を実証すること。

二　品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。

（特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見）

第四十七条　廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する特定廃棄物管理施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

2　廃棄物管理事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。